

## 平成24年度 第1回社会教育委員の会議

日 時：平成24年5月8日（火）

15:00～17:00

場 所：教育委員会室

- 1 委嘱状交付
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 部長及び社会教育部職員（課長以上）紹介
- 5 議長、副議長の選出
  - 議長 1名
  - 副議長 1名
- 6 議題
  - (1) 他の協議会の委員等の選出
    - ① 阪神南地区社会教育委員協議会
      - 副会長 1名
      - 幹事 1名
    - ② 芦屋市人権教育推進協議会
      - 理事 1名
      - 代議員 1名
  - (2) 平成24年度のテーマについて
  - (3) 社会教育登録団体補助金について
  - (4) 社会教育関係団体一斉更新について
  - (5) 公民館講座、及び芦屋川カレッジ等の事業委託について
  - (6) 教育委員との意見交換会について
  - (7) 今後の日程について
- 7 その他

# 芦屋市社会教育委員

(平成23年4月1日～平成25年3月31日)

(区分毎、50音順)

区分	氏名	出身団体等の名称及び役職
学識 経験者	あんどう よしのり 安東 由則	武庫川女子大学文学部教授
社会教育 関係者	のぶおか としひで 信岡 利英	芦屋川カレッジ 学友会監査
社会教育 関係者	ひぐち しげる 樋口 茂	結城カチャーセンター所長
社会教育 関係者	ふるやぶ れいこ 古藪 令子	芦屋市コミュニティー・スクール連絡協議会 会長
社会教育 関係者	まきの きみよ 牧野 君代	特定非営利活動法人 芦屋市体育協会副会長
家庭教育 関係者	たなか ようこ 田中 陽子	芦屋市PTA協議会
学校教育 関係者	こうづき としこ 上月 敏子	芦屋市立精道小学校長
市民公募	まんたに なおみ 万谷 直巳	市民公募委員



○芦屋市社会教育委員に関する条例

昭和25年12月18日

条例第27号

第1条 社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第15条に基き本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は10名以内とする。

第3条 委員の任期は2年とし毎年4月社会教育法第15条の規定により委嘱する。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 削除

第5条 削除

○ 第6条 本条例施行に関し必要な事項は、本市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和27年6月28日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年3月26日条例第13号)

- 1 昭和28年の期に委嘱した委員の任期は、昭和30年3月までとする。
- 2 この条例は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則(昭和29年3月30日条例第9号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年5月1日から適用する。

○ 附 則(昭和30年5月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則(昭和31年11月22日条例第13号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

○芦屋市社会教育委員会議規則

昭和48年3月8日  
教育委員会規則第9号

第1条 芦屋市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議に関してはこの規則の定めるところによる。

第2条 委員の会議(以下「会議」という。)のため委員の互選により議長および副議長各1名をおく。

第3条 議長および副議長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 議長は会議を主宰する。

第5条 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

第6条 議長および副議長ともに事故あるときは、出席委員から仮議長を選び、仮議長が会議を主宰する。

第7条 会議は定例会および臨時会とする。

定例会は隔月1回、教育長がこれを招集する。

臨時会は必要のある場合において教育長がこれを招集する。

第8条 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

## 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針

### 1 趣旨

この指針は、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 「附属機関等」の定義

この指針の対象とする「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置するもの
- (2) 附属機関に準ずる機関 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置するもの（委員会、協議会、懇談会、懇話会等）

#### 【附属機関等に該当しないもの】

次に掲げるものは、この指針の対象とする附属機関等に該当しないものとする。

- ① 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- ② 協議会等の運営を市民が主体となっていて行っている市民（住民）組織的な性格を有するもの
- ③ 市職員のみにより構成するもの
- ④ その他この指針の対象とすることが不適当なもの

### 3 附属機関等を設置する際の留意事項

新たな制度の創設等により、外部の有識者等の意見を市政に反映させる必要がある場合は、原則として既存の附属機関等を活用するものとする。

やむを得ず新設する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 行政責任の明確化及び行政の簡素・効率化に照らし、真に必要なものに限るものとする。
- ② 審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれておらず、また、既存の附属機関等の所掌とすることが適当でない場合に限るものとする。
- ③ 設置目的が臨時的なものについては、設置期限を決裁、要綱等に明示するものとする。

### 4 既存の附属機関等の見直し

(1) 既に設置されている附属機関等について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。

- ① 設置の目的が既に達成されたもの
- ② 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により、著しく役割が低下したもの
- ③ 過去の実績が少なく、今後もその効果が期待されないもの
- ④ 一般的な行政事務処理又は関係者からの意見聴取その他の行政手段により対応可能なもの
- ⑤ 設置の目的又は所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- ⑥ その他行政運営の簡素・効率化の観点から統合が望ましいもの

(2) 年間開催数が1回以下の附属機関等及び設置後10年を経過した附属機関については、上記①～⑥に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

## 5 委員の選任

- (1) 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意し、選任するものとする。
  - ① 開かれた市政の推進のため、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。
  - ② 各種団体等から選任する場合は、当該団体における役職によらず、広く構成員から推薦を受けるよう各種団体等に働き掛けるものとする。
  - ③ 女性を積極的に登用するものとし、「芦屋市男女共同参画行動計画」に基づいて、女性委員の割合が定数の40%以上となるよう努めるものとする。
  - ④ 委員の年齢構成が偏らないようにするとともに、選任時の満年齢が70歳を超えないものとする。
  - ⑤ 同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、同一人を選任できる附属機関等の数は3機関までとする。
  - ⑥ 委員の在任期間は、10年を超えないものとする。
  - ⑦ 一つの附属機関等の委員の数は、法令又は条例で定められている場合を除き、20人以内の必要最小限度とする。
- (2) 上記④～⑦までの規定は、委員の資格に関し法令又は条例の定めがある場合又は実施機関が適当と認める者が他に得られない場合など特別の事情がある場合は、適用しないことができる。
- (3) 委員名等の公開について、次に掲げる事項は芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）に規定する非公開情報に該当しないものとする。
  - ① 委員名
  - ② 当該附属機関等における役職名
  - ③ 委員の出身団体等の名称及び役職

## 6 委員の公募

- (1) 市政への市民参画を促進するため、附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として1人以上の公募委員を登用するものとする。ただし、所掌事項が次に掲げる事項に該当する場合は、公募を行わないことができる。
  - ① 行政処分に関する審議等を行う場合
  - ② 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合
  - ③ その他所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められる場合
- (2) 公募方法及び選考方法等その他の必要事項は、「附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるところによる。

## 7 会議の公開

附属機関等の会議は、市民参画を促進するという観点から、情報公開条例第19条の規定に基づき公開することを原則とする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、会議を公開しない。

- ① 情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められ

るとき。

【非公開とする場合の運用】

会議を非公開とすることができるのは、取り扱う案件の性質によるため、非公開の判断は、当該附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、法律又は条例等で、特定の附属機関等の会議の非公開を義務付ける場合には、その規定が優先する。

会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするとともに、会議録又は会議の要旨に必ず記録するものとする。

## 8 会議の公開方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 附属機関等は、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等の長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 上記に定めるもののほか、会議の傍聴に関する取扱い及び傍聴人の遵守事項については、「附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領」に定めるところによる。

## 9 会議開催の周知

附属機関等を所管する課長（以下「各所管課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の2週間前までに次の事項を別紙様式第1号により、管財・検査課長へ連絡するものとする。当該事項は、管財・検査課長が行政情報コーナーに掲示し、各所管課長がホームページへ掲載することにより広く市民に周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 非公開のときはその理由
- ⑥ その他周知すべき事項
- ⑦ 所管課

## 10 会議録等の作成及び公表

- (1) 附属機関等は、公開・非公開の会議にかかわらず、各所管課長が会議終了後に速やかに会議録又は会議の要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。
- (2) 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関等は、会議録等の写しを行政情報コーナーにおいて閲覧に供するよう努めるものとし、非公開の会議についても、内容の一部を伏せるなどして、可能な限り会議録等の写しを公開するものとする。

【非公開の会議の会議録等の取扱い】

会議が非公開で行われた場合であっても、直ちに会議録等も非公開とされるわけではない。別途、情報公開条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを実施機関が判断し、公開し得る部分については、これを公開しなければならないものとする。



## 11 その他の事項

- (1) 各所管課長は、附属機関等を設置、統廃合又は変更する場合は、別紙様式第2号により組織・事務管理を担当する課長に合議するものとする。
- (2) 各所管課長は、委員を選任する場合は、別紙様式第3号により人事課長、市民参画課長及び男女共同参画推進担当課長に合議するものとする。
- (3) 各所管課長は、上記(1)及び(2)に基づく内容を総務部文書行政課長、組織・事務管理を担当する課長に連絡するものとする。当該内容は、総務部文書行政課長が行政情報コーナーに配架し、各所管課長がホームページへ掲載することにより閲覧に供するものとする。
- (4) 各所管課長は、毎年1回、附属機関等の会議の開催状況について、別紙様式第4号により組織・事務管理を担当する課長へ報告するものとする。
- (5) 組織・事務管理を担当する課長は、毎年1回、各附属機関等の会議の開催状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 12 補則

その他この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成22年2月1日から施行する。

## 平成24年度交付団体及び交付予定額

単位:千円

	団体名	会員	会費	補助事業名及び内容	交付予定額	6月30日	備考
1	芦屋市人権教育推進協議会	203人	2,000円/団体	人権教育推進	1,119	1,119	
2	芦屋市コミスク連絡協議会	20人		コミスク活動助成金	118	118	
3	三条コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
4	朝日ヶ丘コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
5	潮見コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
6	宮川コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
7	打出浜コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
8	浜風コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
9	岩園コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
10	精道コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
11	山手コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
12	芦屋市PTA協議会	市立幼・小・中保護者	20円/年	研修及び活動助成	781	781	
13	芦屋市茶華道協会	300人	5,000円/年	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
14	芦屋市書道協会	77人	5,000円/年	文化活動事業助成	30	30	取り扱い方針による
15	芦屋囲碁協会	101人	1000円/年	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
16	芦屋将棋協会	16人	2,000円/年	文化活動事業助成	15	15	取り扱い方針による
17	芦屋市邦舞協会	120人	3,000円/年	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
18	芦屋交響楽団	101人	3,000円/月	文化活動事業助成	250	250	市長が別に定めるもの
19	芦屋合唱協会	800人	3,000円/年	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
20	芦屋少年少女合唱団	48人	4,000円/月	文化活動事業助成	200	200	市長が別に定めるもの
21	朗々会	15人	2000円/月	文化活動事業助成	15	15	取り扱い方針による
22	あしや文学同好会	108名	1,500円/講座	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
23	芦屋市吹奏楽連盟	8団体	3,000円/団体	文化活動事業助成	24	24	取り扱い方針による

計 5,232

(別紙)

## 団体補助金についての当面の取扱い方針

### 1 基本的な考え方

- (1) 団体補助金のあり方については、今後、市民協働参画施策の中での各種市民団体等に対する支援のあり方の検討結果を踏まえ、抜本的に整理することとし、その際に公募型補助についても導入を検討する。
- (2) 上記までの当面の措置として、団体補助金（別紙に掲げる団体に対する補助をいう。以下同じ。）については、以下のいずれかに該当する団体で市長が認めるものに対し交付することとする。
  - ① 市の福祉施策の増進に貢献する団体で、その活動が構成員の社会的支援につながる事業を行っていると思われる団体
  - ② 公益的活動を行っている団体で、その活動が市の施策に貢献していると思われる団体
- (3) 団体補助金以外の補助金については、個別に見直しを行う。

### 2 団体補助金についての補助交付額

- (1) 団体に対する運営費の補助額は、以下の基準に基づくものとする。

① 団体の構成員が30人未満	15,000円
② 団体の構成員が30人以上100人未満	30,000円以内
③ 団体の構成員が100人以上	50,000円以内

(注) 構成員数は会費の徴収を行っている会員数とし、補助金の限度額を会費総額と同額（15,000円に満たないときは15,000円）までとする。なお、会費の徴収を行っていない団体についての交付額は15,000円とする。
- (2) 団体に対する事業費の補助額は、広く市民を対象とするなど受益が特定されない臨時的な事業を行う場合において、直接その活動に要する経費に対し2分の1以内の額（150,000円を限度）とする。
- (3) 団体の構成や活動等から上記（1）及び（2）によりがたい場合は、市長が別に定めるものとする。
- (4) 補助額は毎年度の予算の範囲内で調整するものとし、上記の額を保障するものではない。
- (5) 上記取扱いにより、補助金が廃止又は激減となる団体（（3）による団体を除く。）については、平成17年度については、前年度交付額の2分の1を交付する激変緩和措置を設ける。

### 3 新規団体の扱いについて

公募型補助についての考え方は上記1（1）のとおりであり、それまでの間は原則として新規団体への補助は行わないこととするが、所管部局を通じ申出があれば予算編成の中で検討を行う。

(以上)

## 平成24年度社会教育関係団体登録受付手順

	日程	事項
1	6月1日	広報あしや6月1日号 登録募集案内
2	6月3日	社会教育関係団体登録事務説明会
3	6月15日 ～6月30日	受付期間 ①月～金 6月15日～6月30日 ※土日祝は除く ②土日 6月16日, 17日
4	7月10日	社会教育委員の会議
5	8月17日	教育委員会 議案提出
6	8月24日	登録承認書送付

## 芦屋市社会教育関係団体登録申請要領

### 1. 芦屋市社会教育関係団体の登録制度

#### (1) 登録制度の目的

この登録は、芦屋市における社会教育活動を活発にするため、活動の支援や社会教育関係団体相互の情報交換を支援することを目的とします。

#### (2) 社会教育関係団体とは

芦屋市内には、学習会やスポーツチーム・クラブ、ボランティアサークルなど、さまざまな団体が自主的に活動しています。

学習・文化・スポーツなどの活動を通して、自己実現を図ったり、豊かな人間関係・地域関係を生み出す社会教育活動は、潤いと輝きのある地域文化・スポーツのまちづくりにつながる市民活動といえます。

このような、社会教育活動（社会教育に関する事業）を行うことを主な目的とし、教育委員会に登録をした団体を「社会教育関係団体」といいます。

\*団体には会、サークル、グループ、クラブなどの呼び名も含まれます。

#### (3) 社会教育活動とは

社会教育活動（社会教育に関する事業）とは、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。これらの活動は、団体の会員同士だけで行われるものではなく、会員以外の人も対象に広く公開されるものです。

広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど地域に開かれた運営が求められ、これによって地域の絆が強まり、地域が活性化することが期待されます。

##### 〔活動例〕

- 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など）
- 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- 文化・芸術・芸能活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

#### (4) このような団体は社会教育関係団体ではありません

会員によって自主的に運営されているのが社会教育関係団体であり、塾や町の各種教室のように講師（先生）が中心になって月謝をとり活動をしている団

体は、社会教育関係団体ではありません。

また、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も社会教育関係団体ではありません。

〈例〉

社会教育関係団体	私塾・文化教室
講師は全員の総意で決めます。	講師中心で縦の人間関係となります。
経理は会員の互選により係の者が行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。	個人が直接、経営者もしくは講師に月謝を支払います。経理内容は通常公開しません。
会員の総意で民主的に運営します。	私塾・文化教室の経営者もしくは講師自らが運営します。

これらを含め、次の「2. 登録の要件」を満たす団体が社会教育関係団体です。

## 2. 登録の要件

- 1 公（国又は地方公共団体）の支配に属さない団体であること。
- 2 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること。
  - (1) 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
  - (2) 特定の政党の利害に関する行為
  - (3) 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
  - (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援する行為
- 3 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
  - (1) 過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること。
  - (2) 組織及び活動に参加を希望する者が新たに加わることができること。
  - (3) 団体の構成人員が10人以上で、市内在住、在勤、在学の者が6割以上であること。
  - (4) 団体の主たる活動の場及び活動の本拠として事務所を芦屋市内に有すること。
  - (5) 原則として団体の代表者が芦屋市内に在住、在勤又は在学していること。
  - (6) 団体の組織及び活動のための会則（あるいは規約）を有すること。
  - (7) 団体の代表者及び役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。
  - (8) 活動のための自己財源及び団体独自の経理機構を有すること。

### 3. 支援内容

- ・社会教育に関する活動を行う場合、芦屋市内の決められた社会教育施設及び集会所の使用料が減免されます。
- ・団体の主催するイベント情報について、広報紙（市民のひろば欄）への掲載依頼ができます。
- ・市内の広報掲示板の使用許可を受けることができます。

### 4. 届出・登録方法

#### (1) 必要な書類

1. 芦屋市社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）
2. 事業報告書・収支決算書（様式第2号）
3. 事業計画書・収支予算書（様式第3号）
4. 会員名簿（様式第4号）
5. 社会教育活動報告書（様式第5号）
6. 会則（団体で使用のもの）
7. 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿

#### (2) 申請受付期間及び受け付け場所

##### 1. 申請期間

① 6月15日～6月末日

② 12月10日～12月25日

※①, ②ともに土日祝を除く9時～17時（昼休み12時～12時45分）

※平成24年度は、6月16（土）、17（日）も受け付けます。ただし、受付時間は9時～15時（昼休み12時～13時）とします。

##### 2. 受付場所

芦屋市教育委員会 生涯学習課（市役所北館4階）

#### (3) 承認証の交付

登録申請に基づいて承認した団体には、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を交付します。

#### (4) 芦屋市社会教育関係団体登録承認書の有効期限

1. 申請期間①は、申請した年の9月1日から平成27年8月31日まで
2. 申請期間②は、申請した翌年の3月1日から平成27年8月31日まで

## (5) その他

登録された団体については、登録要件である団体の構成人数及び、市内在住、在勤、在学者の確認をするため、毎年4月1日現在の会員名簿を6月1日～6月末日までに提出して下さい。

## 5 個人情報の取扱いについて

芦屋市個人情報保護条例に基づき、芦屋市社会教育関係団体登録申請書に記載されている個人情報については、資格審査、活動に参加を希望する市民からのお問い合わせによる団体紹介以外には利用しません。

**また、芦屋市ホームページ団体掲載用原稿に記載された個人情報は本人の同意を得たうえで、ホームページ上で公開することにします。**

※ 申請内容に変更があった場合は、すみやかに届出が必要となりますので、下記の手続きをしてください。なお、登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を取消させていただく場合があります。

- ①変更…団体名、団体所在地、代表者及び連絡員の変更、会則（規約）の改正があった場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を添えて届け出てください。
- ②解散…団体が解散した場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を添えて届け出てください。
- ③「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」再発行…紛失・破損した場合は、申請により再発行します。

## ◆申請書のダウンロード

社会教育関係団体の申請書類は芦屋市のホームページからダウンロードできます。

(トップページ→学び・楽しむ→教育→社会教育→社会教育関係団体の登録制度)

## 問合せ先

芦屋市教育委員会生涯学習課生涯学習担当

(〒659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所北館4階)

(TEL) 0797-38-2091 (Fax) 0797-38-2072



# 芦屋市社会教育関係団体登録申請書 (新規・更新) ※○をつけて下さい。

芦屋市教育委員会 へて

社会教育関係団体として登録願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

※太枠内をご記入ください。

平成 年 月 日

□ 団体名	ふりがな		登録 No.							
	代表者名		創立年月		1 昭和	2 平成				
□ 団体事務局または代表者住所※	〒	-	市		電話					
			携帯							
□ 代表者住所 (上記※と違う場合のみ記入してください)	〒	-	市		電話					
			携帯							
□ 事務連絡担当者	〒	-	市		電話					
			携帯							
					ア)以					
					氏名 ( )					
□ 活動場所	1 市民センター 2 体育館・青少年センター 3 学校 4 集会所 5 その他 ( )									
□ 活動種類	1 PTA 2 青少年 3 スポーツ 4 芸術 5 芸能音楽 6 教養学習 7 コミク 8 その他 ( )									
□ 活動内容										
□ 主な活動日		主な活動時間	午前・午後		時	分	～	時	分	
□ 会の目的										
□ 指導者	ふりがな									
□ 現会員数	会員総数		人	男性	人	女性	人			
	市内在住者	人	市内在勤者	人	市内在学者	人	その他(市外)	人		
	成人	人	高校生	人	中学生	人	小学生	人	幼児	人
□ 会費等	月額	円 (又は年額)				円	入会金	円		
□ 役員構成 (氏名)	副代表(代表代理)									
	会計									
	会計監査									
□ 運営方法	総会の有無 1 あり 2 なし				役員会の有無 1 あり 2 なし					
	その他の方法 ( )									

### <関係書類について>

※関係書類に不備がないか、□内にチェックして下さい。下記を満たしている総会資料がある団体については、総会資料を提出していただければ結構です。

- 1 事業報告書・収支決算書 (様式第2号)
- 2 事業計画書・収支予算書 (様式第3号)
- 3 会員名簿 (様式第4号)
- 4 社会教育活動報告書 (様式第5号)
- 5 会則 (団体で使用のもの)
- 6 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿

### <個人情報の取扱いについて>

※芦屋市個人情報保護条例に基づき、今回ご提出いただいた芦屋市社会教育関係団体申請書の個人情報は、資格審査、活動に参加を希望する市民からの問い合わせによる団体紹介以外には利用しません。

# 事業報告書・収支決算書

<input type="checkbox"/>	団体名	
--------------------------	-----	--

事業報告書

活動日	名称	活動場所	参加人数	内容及び事業効果
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

※名称欄には総会，役員会，会員親睦会，大会，発表会など詳しくお書きください。

※定例的な練習，学習，稽古などは本様式に記入しなくても結構です。

※内容及び事業効果についても具体的に記入してください。

収支決算書

収入の部	項目	金額	内 訳
	前年度繰越金		
	会費収入		
	合 計		
支出の部	科目	金額	内 訳
	講師謝金		
	会場使用料		
	事務費		
	通信費		
	会議費		
	合 計		

※決められた書式はありません。事業計画書・収支予算書を満たしている資料があれば，本書式を使用しなくても結構です。

(様式第3号)

## 事業計画書・収支予算書

団体名

事業計画書

活動月	名称	事業内容
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		

※総会、役員会、会員親睦会、大会、発表会など詳しくお書きください。

※定例的な練習、学習、稽古などは本様式に記入しなくても結構です。

収支予算書

収入の部	項目	金額	内 訳
	前年度繰越金		
	会費収入		
	合計		
支出の部	科目	金額	内 訳
	講師謝金		
	会場使用料		
	事務費		
	通信費		
	会議費		
	合計		

※決められた書式はありません。事業計画書・収支予算書を満たしている資料があれば、本書式を使用しなくても結構です。

# 会 員 名 簿

団体名

	役職	氏名	住所 (在勤・在学者は名称と所在地を記入)	市内			その他 (市外)
				在住	在勤	在学	
<input type="checkbox"/> 1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※会員名簿の内容を満たしている資料があれば、本書式を使用しなくても結構です。

※会員が20名を超える場合はこの書式をコピーして使ってください。

(様式第5号)

## 社会教育活動報告書

社会教育関係団体は、組織及び活動に参加を希望する方が新たに加わることができるよう広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど地域に開かれた活動が求められます。活動のなかで、上記に該当するような活動を下記に記載してください。

<input type="checkbox"/>	団体名	
	活動月日	
	名称	
	場所	
	活動内容	
	活動月日	
	名称	
	活動内容	

## 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿

**<情報提供に係る同意>**

下記の表に記載した個人情報について、芦屋市のホームページ上に公開されることに同意します。

代表者氏名

(印)

※下記の表の項目を、芦屋市のホームページ（社会教育関係団体の登録制度）に掲載します。

ふりがな			
団 体 名			
活 動 場 所			
活 動 日 時	定 例	月 回	午前 午後 時 ~ 時 ( )
	定 例	週 回	午前 午後 時 ~ 時 ( )
活 動 内 容			
連 絡 先	代表者		電話・FAX・Eメール

芦屋市社会教育関係団体登録申請書 (新規・更新) ※○をつけて下さい。

芦屋市教育委員会 あて

社会教育関係団体として登録願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

※太枠内をご記入ください。

平成 23 年 12 月 15 日

<input type="checkbox"/>	ふりがな 団体名	○○○○かい		登録No.	
<input type="checkbox"/>	ふりがな 代表者名 (会長)	あしや たろう 芦屋 太郎 (印)		創立年月	1 昭和 ②平成 10 年 4 月
<input type="checkbox"/>	団体事務局または代表者住所※	〒659-0064	電話 0797738		××××
		芦屋市精道町○番○号	携帯 090	△△△△	××××
<input type="checkbox"/>	代表者住所(上記※と違う場合のみ記入してください)	〒 -	電話 079721		××××
		芦屋市南宮町△番△号	携帯 090	△△△△	××××
<input type="checkbox"/>	事務連絡担当者	〒659-0052	電話 079738		××××
		芦屋市伊勢町△番△号	携帯 090	△△△△	××××
			FAX ○○××@.....		
<input type="checkbox"/>	活動場所	①市民センター 2 体育館・青少年センター 3 学校 4 集会所 5 その他 ( )			
<input type="checkbox"/>	活動種類	1 PTA 2 青少年 3 スポーツ 4 芸術 ⑤ 芸能音楽 6 教養学習 7 コミュニティ 8 その他 ( )			
<input type="checkbox"/>	活動内容	コーラス			
<input type="checkbox"/>	主な活動日	第1・第3水曜日	主な活動時間	午前・午後 18時00分～ 20時00分	
<input type="checkbox"/>	会の目的	コーラスを通じ、会員の健康の増進と親睦をはかるとともに、地域との交流を推進し、音楽の楽しさを広げる啓蒙活動を行うことを目的とする。			
<input type="checkbox"/>	ふりがな 指導者	やまだごろう 山田 五郎			
<input type="checkbox"/>	現会員数	会員総数 15 人	男性 5 人	女性 10 人	
		市内 10 人	市内 1 人	市内 1 人	その他 (市外) 3 人
		成人 15 人	高校生 0 人	中学生 0 人	小学生 0 人
				幼児 0 人	
<input type="checkbox"/>	会費等	月額 1,000 円 (又は年額 円)	入会金	なし 円	
<input type="checkbox"/>	役員構成 (氏名)	副代表(代表代理)	佐藤 夏子		
		会 計	田中 秋子		
		会 計 監 査	中村 冬子		
<input type="checkbox"/>	運営方法	総会の有無 ①あり 2なし	役員会の有無	①あり 2なし	
		その他の方法 ( )			

<関係書類について>

※関係書類に不備がないか、□内にチェックして下さい。下記を満たしている総会資料がある団体については、総会資料を提出していただければ結構です。

- 1 事業報告書・収支決算書 (様式第2号)
- 2 事業計画書・収支予算書 (様式第3号)
- 3 会員名簿 (様式第4号)
- 4 社会教育活動報告書 (様式第5号)
- 5 会則 (団体で使用のもの)
- 6 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿

<個人情報の取扱いについて>

※芦屋市個人情報保護条例に基づき、今回ご提出いただいた芦屋市社会教育関係団体申請書の個人情報は、資格審査、活動に参加を希望する市民からの問い合わせによる団体紹介以外には利用しません。

# 事業報告書・収支決算書

<input type="checkbox"/> 団体名	〇〇〇〇会
------------------------------	-------

## 事業報告書

活動日	名称	活動場所	参加人数	内容及び事業効果
4月1日	総会	〇〇センター会議室	15	前年度の活動報告・会計報告、新年度の事業計画、予算案の話し合い。活動の評価と次への見通しを立て、計画的に活動を継続できるようにする。
4月10日	会員親睦会	〇〇集会所	12	会員相互のコミュニケーションを深める。それにより団体活動運営を円滑に行える。
5月13日	役員会	〇〇集会所	5	大会の打合せ
6月10日	コーラス協会近畿大会	〇〇センター	10	大会参加と応援。会員の技術向上に繋がり、また団体の存在・活動のPRにも繋がる。
6月20日	コーラス大会反省会	〇〇センター会議室	15	大会内容の反省及び課題の確認。会員の技術向上に繋げる。
10月3日	活動見学会	〇〇センター	20	入会の希望者や見学希望者に対し、日頃の練習風景を見学できる機会を設けた。
11月25日	役員会	〇〇集会所	5	発表会の打合せ
12月15日	コーラス発表会	〇〇老人ホーム	30	練習の成果を発表する。会員の自己実現を図る場となり、生涯学習への意識向上に繋げる。
1月10日	会員親睦会	〇〇集会所	15	会員相互のコミュニケーションを深める。それにより団体活動運営を円滑に行える。
3月2日	今後の活動内容検討会	〇〇センター会議室	12	来年度の活動方針の話し合い。

※名称欄には総会、役員会、会員親睦会、大会、発表会など詳しくお書きください。

※定例的な練習、学習、稽古などは本様式に記入しなくても結構です。

※内容及び事業効果についても具体的に記入してください。

## 収支決算書

収入の部	項目	金額	内 訳
	前年度繰越金	60,000	前年度繰越分
会費収入	180,000	15人×1,000円×12ヶ月	
合計	240,000		
支出の部	科目	金額	内 訳
	講師謝金	36,000	3,000円×1回/月×12ヶ月
	会場使用料	92,000	・2,000円×3回(練習)/月×12ヶ月 ・総会、役員会、親睦会、発表会等の会場使用料
	事務費	20,000	資料代
	通信費	10,000	会員案内ハガキ 50円×200枚
	会議費	6,000	お茶等
	次年度繰越金	76,000	
	予備費	0	
合計	240,000		

※決められた書式はありません。事業計画書・収支予算書を満たしている資料があれば、本書式を使用しなくても結構です。



# 事業計画書・収支予算書

団体名	〇〇〇〇会
-----	-------

## □ 事業計画書

活動月	名称	事業内容
4月	総会	前年度の活動報告・会計報告, 新年度の事業計画, 予算案の話し合い
4月	会員親睦会	会員相互のコミュニケーションを深める
5月	役員会	大会の打合せ
6月	コーラス協会近畿大会	大会参加と応援, 大会設営等の手伝い
6月	コーラス大会反省会	大会内容の反省及び課題の確認
10月	活動見学会	入会の希望者や見学希望者に対し, 見学会を設ける。
11月	役員会	発表会の打合せ
12月	コーラス発表会	〇〇老人ホームで発表会を実施
1月	会員親睦会	会員相互のコミュニケーションを深める
3月	今後の活動内容検討会	来年度の活動方針の話し合い

※総会, 役員会, 会員親睦会, 大会, 発表会など詳しくお書きください。

※定例的な練習, 学習, 稽古などは本様式に記入しなくても結構です。

## □ 収支予算書

収入の部	項目	金額	内 訳
	前年度繰越金	76,000	前年度繰越分
	会費収入	180,000	15人×1,000円×12ヶ月
	合 計	256,000	
支出の部	科目	金額	内 訳
	講師謝金	36,000	3,000円×1回/月×12ヶ月
	会場使用料	92,000	・2,000円×3回(練習)/月×12ヶ月 ・総会, 役員会, 親睦会, 発表会等の会場使用料
	事務費	20,000	資料代
	通信費	10,000	会員案内ハガキ 50円×200枚
	会議費	6,000	お茶等
	次年度繰越金	82,000	
	予備費	10,000	
合 計	256,000		

※決められた書式はありません。事業計画書・収支予算書を満たしている資料があれば、本書式を使用しなくても結構です。

# 会 員 名 簿

□ 団体名 〇〇〇〇会

	役職	氏名	住所(在勤・在学者は名称と所在地を記入)	市内			その他 (市外)
				在住	在勤	在学	
1	会長	芦屋 太郎	芦屋市南宮町△番△号	○			
2	副会長	佐藤 夏子	芦屋市大東町△番△号	○			
3	会計	田中 秋子	芦屋市浜風町△番△号	○			
4	会計監査	中村 冬子	神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号				○
5	会員	鈴木 春子	芦屋市伊勢町△番△号	○			
6	会員	〇〇 〇〇	神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号				○
7	会員	〇〇 〇〇	芦屋市浜町△番△号	○			
8	会員	〇〇 〇〇	芦屋市伊勢町△番△号	○			
9	会員	〇〇 〇〇	芦屋市精道町△番△号	○			
10	会員	〇〇 〇〇	芦屋大学, 芦屋市〇町			○	
11	会員	〇〇 〇〇	芦屋市浜風町△番△号	○			
12	会員	〇〇 〇〇	芦屋〇商社, 芦屋市〇×町		○		
13	会員	〇〇 〇〇	芦屋市伊勢町△番△号	○			
14	会員	〇〇 〇〇	芦屋市浜町△番△号	○			
15	会員	〇〇 〇〇	西宮市〇町〇番〇-201号				○
16							
17							
18							
19							
20							

※会員名簿の内容を満たしている資料があれば、本書式を使用しなくても結構です。

※会員が20名を超える場合はこの書式をコピーして使ってください。

## 社会教育活動報告書

社会教育関係団体は、組織及び活動に参加を希望する方が新たに加わることができるよう広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど地域に開かれた活動が求められます。地域のさまざまな人たちとつながりを持つことで、団体と地域の双方の財産となります。

活動内容のなかで、上記に該当するような活動を記載してください。

□	団体名	〇〇〇〇会
	活動月日	10月3日
	名称	活動見学会
	場所	〇〇センター
	活動内容	<p>コーラス協会近畿大会に参加した際に、団体のPRを行った。その後入会希望者から問い合わせがあり、10月の練習日に見学会を設けた。</p> <p>広く参加を呼びかけることにより、地域とのつながりを維持することができ、潤いのある地域文化の創造に寄与することができた。</p>
	活動月日	12月15日
	名称	コーラス発表会
	活動内容	<p style="text-align: center;">〇〇老人ホーム</p> <p>〇〇老人ホームでのクリスマス会に参加し、発表会を実施した。発表会では、一般的によく知られている曲を選び、参加者にも楽譜を配り指導者のもとで練習を行い、最後は会員と参加者が共にコーラスを楽しむことができた。</p> <p>コーラスを通じて、参加者に対し音楽のすばらしさを伝えることができ、また豊かな心を育むことに寄与できた。</p> <p>さらに、豊かな人間関係・地域関係を生み出すことにより、地域の活性化に寄与できた。</p>

平成24年 教育委員と社会教育委員の意見交換会 日程調整表

都合が悪い日のみ×印をお願いします。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
					・協議会 ・教育委員会	
8	9	10	11	12	13	14
		社会教育委員の会 議				
15	16	17	18	19	20	21
				1学期終業式 (幼稚園)	1学期終業式 (小学校・中学校) ・協議会 ・教育委員会	
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

平成24年度 芦屋市社会教育委員の会議 日程一覧表 (案)

	日時	時間
第1回	平成24年 5月 8日 (火)	15:00~17:00
第2回	平成24年 7月10日 (火)	15:00~17:00
第3回	平成24年 9月11日 (火)	15:00~17:00
第4回	平成24年11月13日 (火)	15:00~17:00
第5回	平成25年 1月 8日 (火)	15:00~17:00
第6回	平成25年 3月12日 (火)	15:00~17:00